

2019年12月24日

(構成団体代表者あて)

民間(旧四会) 連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀三



民間(旧四会) 連合協定工事請負契約約款の改正について (お知らせ)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます
日頃より当委員会の活動にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、2017年(平成29年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。

今回改正される民法(債権関係)は、契約等に関する最も基本的なルールが定められておりますが、当委員会においては、建設請負取引において基本となる工事請負契約約款に、改正法の趣旨・内容をどのような形で盛り込むかにつき、改正法成立直後に約款改正検討部会を設置し、改正民法と請負取引の係わりを含めて広く研究と検討を重ねて参りましたが、この度ようやく改正案を取り纏めることができ、ここに公表する運びとなりました。

また、今回の約款改正では、2019年6月に成立公布された改正建設業法における、適正工期の設定など「建設業の働き方改革」の促進を図る法改正にも対応した改正も行っているほか、これまでの講習会・説明会などにおいて寄せられた約款利用者からの意見等につき委員会で検討・調査を重ねてきたいくつかの重要事項につき、併せて改正を行っております。

つきましては、貴団体におかれましては、当約款改正案を会員会社の皆様に周知いただくようお願い申し上げます。

なお、民間(旧四会) 連合協定工事請負契約約款委員会は、来年4月1日も

ちまして名称変更し、「民間(七会) 連合協定工事請負契約約款委員会」となりますので、この点についても併せてお知らせいたします。

記

1. 約款改正日 2020年(令和2年)4月1日
(使用開始日)
2. 頒布開始日 2020年(令和2年)3月1日

3. 改正の概要 (別紙のとおり)
4. その他 頒布価格、販売方法等はこれまで通りで変更はありません。

なお、委員会名称変更に伴い、約款名称も改正版より「民間(七会)連合協定工事請負契約約款」となります。

また、当委員会発行の「小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款」、「マンション修繕工事請負契約約款」、「リフォーム工事請負契約約款」につきましても、来年4月の改正民法施行に合わせて改正版を発行する予定です。

以上

【添付書類】

1. 民間(七会)連合協定工事請負契約約款改正案(全文)
2. 約款新旧対照表
3. (別紙)「改正の概要」